

第 1 回 検 討 会 議 概 要

1 開催日時 平成29年7月27日(木) 午前9時30分から午前11時30分まで

2 場 所 京都平安ホテル 「嵯峨の間」

3 出席委員

高田委員、志藤委員、浅井委員、滝野委員、林委員、持田委員、山崎委員、佐野委員、
近藤委員、小出委員、武田委員、酒井委員

4 概 要

(1) 検討会議について

○資料1により検討会議の設置について事務局から説明

(2) 現状と課題について

○資料2～4により京都府の現状等について事務局から説明

委員

資料2-1について、明治11年に日本で初めての聾学校が京都で設立されたが、設立から現在まで公立で運営されている聾学校は、全国でも京都府しかないということを補足したい。また、資料2-2について、府内自治体の制定状況であるが、長岡京市も現在制定準備を進めており、これまでに2回の準備委員会を開催したと聞いている。次に資料3-3について、29年度の聾学校の在籍数等についても補足したい。29年度の本校の在籍数は、舞鶴分校と合わせて91名であり、全国で約15番目の生徒数となる。地域別の傾向や平均聴力レベルについても例年通の傾向である。最後に資料4-1について、聾学校では平成19年から早期教育に取り組んでおり、0～2歳を対象とした「さくらんぼ教室」を実施している。なお、京都市の児童福祉センターでも同様に早期教育に取り組んでいる。

委員

本検討会の開催のきっかけを改めて教えてほしい。

事務局

手話は言語であることを規定した障害者権利条約に伴う障害者基本法や障害者総合支援法の改正、自治体の取組みとしての鳥取県の手話言語条例の制定などがきっかけとなっている。本府においても平成27年4月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、共生社会の実現を図っている。手話を言語として位置づけ、手話に対する府民の理解を深め、共生社会を実現していくための条例制定に向けて本検討会議を開催するに至った。

委員

府民に耳が聴こえないことの不便さや耳の機能の素晴らしさを伝えても、理解してもらえないことが多い。本検討会議の目指しているところ、府の目標を伝えてほしい。また、構成

委員以外の第3者として手話に関心のない府民、聴覚障害のある方を支援している民生委員などに検討会に参加してもらってはどうか。

事務局

まず京都府として条例で手話を言語として位置づけることが必要だと考える。条例を制定したのち、ご指摘いただいた課題への取り組みを考えるという2段階だと思っている。条例を制定し、その後どのように府民へ広めていくか、府や市町村の責務、企業の責務を条例に明記し、手話への理解促進や引きこもっている聴覚障害のある方への支援などの取り組みについて考えていきたい。

委員

資料2-1について補足したい。昭和32年に府立身体障害者福祉センターにろうあ課が設置された。国にも先駆けた全国初の聴覚障害者の訓練施設として昭和56年まで利用され、大きな役割を担っていた。

委員

盲ろう者の中には家に引きこもっている方もいる。盲ろう者が引きこもらず、社会に出られるような支援をお願いしたい。

委員

京都市と城陽市の条例制定後の推進に関わっているが、手話への理解、手話を必要としている方の生活への理解を一般の市民にどのように広げていくかに苦心している。高齢によって耳が聞こえにくくなった方や手話に触れる機会のない方の手話を学ぶ機会をどのように整えていくかは府民の責務になるのではないか。また、これまで京都府は全国に先駆けた取り組みを多く行ってきた歴史があるが、今回の条例に関しては取り組みが遅かったかと思う。市町村に与える影響は大きいので、内容の十分な検討と同時に早急な制定を願う。

○資料5により事務局から論点を提示。

委員

手話を知らない府民が大勢いる。引きこもっている盲ろう者が手話でコミュニケーションが取れ、引きこもらずに済むような社会づくりを条例で実現していきたい。条例を通じて、府民全員に手話を広めたい。

委員

身体障害者手帳はないが聴覚に障害のある方が苦労している。「難聴は認知症になる要因」という言葉を聞いた。他国に比べて補聴器の普及が遅れていることを指摘した言葉であるが誤解を招きやすく、生まれたときから難聴で、補聴器などで耳を使う訓練を受けてきた難聴者にとってはショックな言葉である。府民があいさつや日常会話が手話でできるようになれば、聴こえないことが壁にならなくなる。聴覚障害のある方は社会参加している安心感が得られにくく、自己否定をしてしまいがちである。中軽度の難聴者や高齢による難聴者も手話を学べる環境にしてほしい。手話が主流になる社会は、聴こえにくさを感じている人も幸せ

になると思う。色々なコミュニケーション手段があるということを伝えていきたい。

委員

手話は言語であるということをもとに条例で認めるということをも共有しておきたい。手話は言語であるということに絞って、情報コミュニケーションとは切り離して考えていただきたい。聾教育によって子どもたちが手話を獲得していくということを条例にも位置づけていただきたい。聴こえない子どもの90%は聴こえる両親から生まれていると言われている。聴こえる両親から聴こえない子どもが生まれた場合、両親は手話の習得に向けて手話を学ばなければならない。手話通訳者の高齢化もあり、聴こえない人が守られていない状況にある。こうしたことにも検討をお願いしたい。

委員

地域の福祉は福祉の専門職だけでなく、福祉の仕事に携わっていない地域の方々の力があって成り立つもの。したがって、障害や聴覚障害に関わりのない府民への理解の進め方が重要な課題であると考えます。それに伴い、手話サークルや要約筆記サークルといったサークル活動への支援方法も検討する必要があります。

委員

手話を知らない府民に手話を広めてほしい。手話への理解がまだまだ広まっていない。医療機関や教育機関、一般企業などにも広く手話を知ってほしい。また、資料2-1について、昭和40年に府立聾学校で授業拒否があった。この問題から運動が高まったことについて補足したい。

委員

府の手話通訳者の平均年齢は55歳とあるが、全国の手話通訳者の平均年齢は53歳。京都府には多くの大学があるが、若者へ手話が広まっていないことは大きな課題である。若者への手話の普及や手話通訳の養成を条例に取り入れてほしい。また、大学にも聴こえない学生がいるが、手話が全く使えない。聾学校の幼稚部で言語の習得をしたあと一般の学校にインテグレートした聴こえない子どもへ手話をどう広げていくかも課題である。

委員

手話サークルに入られる方の理由は様々だが、手話を学ぶことで聴こえない人の暮らしや不自由さを知る。聴こえない人の生活を考えることで、他の障害者や手帳の有無にかかわらず社会で生きづらさを抱える人への理解も深まる。手話に出会うことで周囲の人の不自由さに気づいたり、共に生活していきたいと考えたりするようになる。こうしたことが共生社会作りへつながっていくのではないかと。城陽市では条例が制定され、手話サークルの活動が忙しくなっている。サークルなどを通じて手話に触れる機会があるということを条例に入れてほしい。また、サークルの活動に対する支援もお願いしたい。

委員

盲ろう者はコミュニケーションに対して不満が多いが、その一つに新しい情報が入ってこないということがある。テレビのニュースも見てもわからず引きこもってしまい、どんどん情報がなくなっていく。盲ろう者にはサークルの助けが必要であり、サークルがないと寂しい思いをする。

委員

要約筆記は高齢の方や中途失聴の方、難聴の方には必要なコミュニケーション手段である。手話もコミュニケーション手段の一つであるが、文字も重要であると考え。手話や要約筆記などで情報を補っても、100%の情報保障にはならない。手話だけでなく情報コミュニケーションが検討に入っていることはうれしく思う。高齢社会になり手話を取り入れることが難しい人も多くなるのではないか。また、身体障害者手帳の交付される70デシベルに満たない聴覚障害者が様々な制度が利用できず不便さを抱えているため、デシベルダウンについても考慮してほしい。そして、要約筆記者も高齢化が進んでいる。要約筆記者の制度になり、養成講座の1回の講習の時間数が増えたうえに、講習会場が府内一ヶ所にしか設けられず、受講が難しくなっている。要約筆記者を養成するためにも、せめて会場は北部と南部で一ヶ所ずつ設けてほしい。

委員

そもそも手話通訳は聴こえない人の発言権を保障することが始まりである。条例をつくる際にはその点を念頭に置く必要がある。手話を使って生きている人たちの生活が土台にあるということを知りつつ、手話を理解、普及していかなければならない。また、コミュニケーションは双方向に行われるものである。話されている内容が正確に理解されてこそ、双方向のコミュニケーションが成り立つ。単純に手話が理解され普及されるというだけでなく、コミュニケーションによって当事者の力が高まらなければ、逆に主体がつぶれてしまうこともあり得る。情報を選択して自分の意思を形成し、決定するというプロセスを踏まないと本当の意味での情報への理解とは言えないのではないか。条例でここまで保障することは難しいが、条例自体は一人歩きするものでなく、京都府全体の立て付けの中に位置づけられるものでないといけない。

委員

手話と手話使用者に対する理解を広げていくことが重要なこと。聴覚障害者へ聴こえないことで一番困ったことを聞いた調査では、一番に挙げられたのが救急、緊急時、次いで災害時という結果であった。命や暮らしに直接関わる部分で情報が得られない、伝えられないということをどのようにカバーしていくか。府職員や警察、消防職員の手話の学習や聴こえない人とのコミュニケーション方法の理解が不可欠。また、大学における聴こえない学生への情報保障などを教育機関の責任として位置づけるとともに、大学や教育機関が手話の普及、啓発に努める必要がある。他府県の条例などでも、事業者の責任について明確に規定しているものはあまりなく、一步踏み込んだ京都府らしい条例にしてほしい。

- (2) 今後のスケジュールについて
○資料6により事務局から説明